

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書【記入例】

令和5年10月〇〇日

保護者氏名 東浦 太郎

(あて先) 東浦町長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別	保護者との 続柄	令和5年4月1日 現在年齢
	(ふりがな) ひがしうら じろう 東浦 二郎	令和〇年5月5日	男 女	子	3歳
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
保護者 住所・連絡先・ 生年月日	(住所) 東浦町大字緒川字政所 20 番地ハイツ東浦 101 号 (電話番号) 0562-83-3111	(生年月日) 昭和 62 年 1 月 1 日			
保育の希望の有無 ※1	有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 無：幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願を除く)				
認定番号	() ※既に支給認定を受けている場合に記入				

(※1) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

また「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入してください

続柄	必要とする理由	備考
父	就労 疾病、障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 虐待	必要とする理由にチェックを入れる。 教育認定申請者はチェック不要。
母	就労 妊娠、出産 疾病、障害 介護等 災害復旧 求職活動	

②世帯の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校名	前年度の市町村 民税課税の有無	備考
児童 の 世 帯 員	(ふりがな) ひがしうら たらう 東浦 太郎	父	S62.1.1	××会社	有 無	
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
	(ふりがな) ひがしうら はなこ 東浦 花子	母	S63.2.2	〇〇食品	有 無	
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3				
	(ふりがな) ひがしうら いちろう 東浦 一郎	兄	HO.7.7	緒川保育園 年長	有 無	
	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				
	(ふりがな)					
個人番号						
(ふりがな)						
個人番号						
生活保護適用の有無		非該当・該当 (年 月 日保護開始)				

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者名)

利用を希望する期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで		
希望する利用曜日・時間(※2)	利用曜日	利用時間	
	日 水 木 金 土 祝	8時30分から17時00分まで	
利用を希望する施設(事業者) 名	施設(事業者)	希望理由	事業者番号(※3)
	第1希望 緒川保育園	家から近いから	
	第2希望 石浜保育園	家から2番目に近いから	
	第3希望 森岡西保育園	家から3番目に近いから	
認定区分の希望 ※保育の利用希望がある場合 のみ記載	☐ 保育時間標準時間認定を希望(1日11時間の保育利用が可能)。 注1：月120時間以上の就労の場合又は就労以外の事由で保育が必要な場合。 ☒ 保育短時間認定を希望(1日8時間の保育利用が可能)。 注1：月60時間以上120時間未満の就労の場合又は就労以外の事由で保育が必要な場合。 注2：標準時間設定に該当する方も、短時間認定を希望することは可能です。希望する保育時間によって選択してください。 注3：利用できる保育時間以上の時間帯を利用する場合は、別途延長保育料がかかる場合があります。		

(※2)幼稚園等を経由して町に提出する場合は記入不要です。

(※3)町記載欄のため、申請時に記入は不要です。

※利用時間は送迎を含め、保育園の利用時間を記入してください。

④税情報等の提供にあたっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 東浦 太郎

※利用を希望する曜日に○をつける。

※利用希望開始日は

- ・通常入園の方
令和5年4月1日から
- ・育児休業明け入園の方
育児休業明けの日から

※利用終了日は小学校就学前までの期間を記入してください。

- ・5歳児令和6年3月31日まで
- ・4歳児令和7年3月31日まで
- ・3歳児令和8年3月31日まで
- ・2歳児令和9年3月31日まで
- ・1歳児令和10年3月31日まで
- ・0歳児令和11年3月31日まで

注のとおり、保護者の就労時間により「標準時間認定」か「短時間認定」を選択し、レ点を記入してください。
標準時間認定については、基本保育時間が午前8時から午後7時までとなりますので、1日11時間保育を利用するための保育料を徴収します。短時間認定については、基本保育時間が午前8時から午後4時までとなりますので、1日8時間の保育のための保育料を徴収します。短時間認定を選択された方で午後4時以降の延長保育を利用される方は別途延長保育料を徴収します。
※詳細はP2を参照してください。
※教育認定申請者はチェック不要。